

令和5年行審第2号

令和5年(不)第3号 戸籍の附票の写し不交付処分取消請求事件

答 申 書

第1 審査会の結論

処分庁(四日市市長)が令和5年8月28日付けで行った戸籍の附票の写し不交付処分(以下「本件処分」という。)に対し、審査請求人が、令和5年10月4日付けで提起した審査請求について、これを棄却すべきであるとする審査庁(四日市市長)の諮問に係る判断は妥当である。

第2 事案の概要

本件は、審査請求人が、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第20条第4項の規定により、依頼者の代理人弁護士として処分庁に対し、相手方(被告)(以下「本件対象者」という。)の戸籍の附票の写しの交付の申出(以下「本件申出」という。)を行ったところ、処分庁は本件対象者に対し住民基本台帳事務処理要領第5-10に拠る支援措置(以下「本件支援措置」という。)を講じており、依頼者が本件支援措置における加害者であることから、処分庁は本件申出に対し、不交付を決定したため、これを不服として審査請求をした事案である。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由の要旨は以下のとおりである。

- ① 弁護士による職務上の請求に対し、被害者からの申出により、支援措置を講じている場合、職務上の請求である旨に加え、提出先がある場合にはその提出先、使用目的や使用事務等を適宜確認し、被害者の住所情報が加害者に漏れるおそれがないことを確認することにより、「当該申出を相当と認める」(法第20条第4項)か否か判断することが妥当とされている(平成16年5月31日付け総行市第218号総務省自治行政局市町村課長から各都道府県総務部長あて通知「ドメスティック・バイオレンス及びストーーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る質疑応答について」(以下「平成16年総務省通知」とい

う。)、「6 支援措置」、「(問15)」参照)。

- ② 本件申出に対し、市民課担当者は、請求した弁護士に対して、提出先、使用目的、使用事務等や弁護士代理人限りで開示することが可能か否か、被害者の住所情報が加害者に漏れるおそれがないことを確認すべきであるにもかかわらず、これらを一切なすことのないまま、法第20条第4項に該当しないとして不交付決定処分をした。
- ③ 本件不交付決定処分は、審査請求人の弁護士としての代理人活動ひいては、審査請求人の依頼者の裁判を受ける権利を不当に制約するものであり違法であるから取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

(1) 審査請求の趣旨に対する主張

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 処分庁の主張する不交付の理由

処分庁が主張する不交付処分の理由の要旨は以下のとおりである。

- ① 法第20条第4項では、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が下記に掲げる者に該当することを理由として、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる」と規定している。

第1号 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者

第2号 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

第3号 前2号に掲げる者のほか、戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者

- ② 審査請求人は、職務上請求書により利用目的を建物明渡請求事件として依頼者からの代理業務として戸籍の附票の写しの交付申出を行った。しかし、当該戸籍の附票は、申出当時、住民基本台帳事務処理要領第5-10による措置を講じていた。
- ③ 本件処分は、住民基本台帳事務処理要領第5-10-コー(イ)、平成30年3月28日付け総行住第58号総務省自治行政局住民制度課長から各都道府県住民基本台帳担当部長・各指定都市住民基本台帳担当局長あて通知「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する取扱いについて」(以下「平成30年総務省通知A」という。)及び平成30年12月3日付け総行住第199号総務省自治行政局住民制度課長から各都道府県住民基本台帳

担当部長・各指定都市住民基本台帳担当局長あて通知「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する裁判所との連携について」（以下「平成30年総務省通知B」という。）に基づき、法第20条第4項に該当しないとして、戸籍の附票の写しを不交付決定したものであり、適法である。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

審査請求人の請求を棄却すべきである。

2 審理員意見書の理由

審理員意見書の理由は、以下のとおりである。

(1) 本件審査請求の争点について

本件の争点は、処分庁の本件処分が法又は住民基本台帳事務処理要領に反し、違法又は不当であるか否かである。

(2) 前提となる事実

処分庁から提出された文書によると、本件対象者が申出者として支援措置の申出を行い、審査請求人への依頼者が加害者とされ、審査請求人が本件申出を行った時点で本件支援措置がなされていたことが認められる。

また、津地方裁判所四日市支部より、原告が依頼者、被告を本件対象者とする訴訟が提起され、本件対象者の戸籍の附票の写しの調査嘱託があり、処分庁は令和6年1月11日付けで、本件対象者の戸籍の附票の写しを提出している。

(3) 関係法令及び国の通知の適用関係について

審査請求人は、本件申出に対し、処分庁は平成16年総務省通知に従い、厳格な審査をして、提出先や使用目的等を確認する義務があるにもかかわらず、そのような確認をせずに本件不交付処分を行ったのは、違法、不当なものであると主張する。

しかしながら、平成30年総務省通知Aにおいて、法第12条の3第2項の規定により、受任している事件又は事務の依頼者が加害者である特定事務受任者から住民票の写し等の交付の申出があった場合、加害者本人から当該申出があったものと同視し、住民基本台帳事務処理要領第5-10-コー(イ)-(A)により対応すること、とされ、交付申請の拒否又は加害者に交付しない方法で目的を達成することが望ましいとされている。

加えて、平成30年総務省通知Bにおいて、DV等支援措置について、加害者から裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者に係る住民票の写し等の交付の請求又は申出があったときは、裁判所からの調査囑託に対応する方法によることとされている。

(4) 本件交付請求についての検討

法は、戸籍の附票の写しの交付請求について、本人及び配偶者、直系尊属若しくは直系卑属による交付請求（法第20条第1項）、債権者等本人等以外の者の交付の申出（法第20条第3項）、弁護士等の特定事務受任者の交付の申出（法第20条第4項）とを区別して規定し、交付の要件についても、区々法定されている。

このうち、特定事務受任者は、通常、受任事件・事務のために活動する者であり、戸籍の附票の写しの交付の申出についても、受任事件・事務の代理人として申出を行うことを予定されている。そのため、住民基本台帳事務処理要領第5-10-コー（イ）-（C）の「第三者」とは、法第20条第3項の「本人等以外の者」を指すものと解され、本人と同視される特定事務受任者は含まれないと解される。すなわち、同要領における「第三者」とは、弁護士等が法令に基づく職務上の必要から、自らの権限として関係人の戸籍の附票の写し等を取得する場合（例えば、破産管財人や清算人の業務を行う弁護士）に該当するのであって、特定の依頼者のために活動する特定事務受任者の立場にある場合は、「第三者」に該当しないと解することが相当である。

したがって、特定事務受任者である審査請求人からの本件申出には、平成30年総務省通知A、同Bによる処理をすべきである。

(5) 意見

本件処分は適法ではあるものの、平成30年総務省通知Bにあるように、住民票の写し等が交付されない場合の対応方法については裁判所において手続の教示を受けられることを説明した上で、具体的な手続については、裁判所に相談するように案内すること、とされており、処分庁が審査請求人に同様の説明を行っていれば、審査請求人も本件審査請求をせず、速やかに裁判所にて教示を受けていた可能性がある。そのため、今後、処分庁では、住民票等の不交付処分の際、他に目的を達成できる方法等があれば、教示することが望ましいと思われる。

第5 調査審議の経過

令和6年3月28日付けで審査庁である四日市市長から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年6月17日の審査会にお

いて、調査審議を行った。

第6 審査庁の考え

1 裁決の考え

本件審査請求を棄却する。

2 理由

審理員意見書の「第4 理由」記載のとおり。

第7 審査会の判断の理由

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「第4 理由」と同旨であり、次のとおりである。

1 国の通知の適用関係について

本件処分は、審査請求人が、依頼者の代理人弁護士として処分庁に対し、本件対象者の戸籍の附票の写しの職務上請求をしたところ、処分庁が本件対象者に対し住民基本台帳事務処理要領第5-10に拠る支援措置を講じており、依頼者が支援措置における加害者であることから、処分庁が本件交付請求に対し、不交付決定をしたものである。

平成30年総務省通知Aにおいて、受任している事件又は事務の依頼者が加害者である特定事務受任者から住民票の写し等の交付の申出があった場合、加害者本人から当該申出があったものと同視し、事務処理要領第5-10-コー(イ)-(A)により対応すること、とされている。

事務処理要領第5-10-コー(イ)-(A)では、交付申請の拒否又は加害者に交付しない方法で目的を達成することが望ましいとされている。

さらに、平成30年総務省通知Bにおいて、DV等支援措置について、加害者から裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者に係る住民票の写し等の交付の請求又は申出があったときは、裁判所からの調査囑託に対応する方法によることとされている。

2 本件処分の違法性・不当性について

本件処分は、依頼者が加害者である特定事務受任者からの戸籍の附票の写しの交付の申出に対し、住民基本台帳事務処理要領第5-10-コー(イ)-(A)、平成30年総務省通知A、同Bに沿って対応したものと認められ、違法・不当な点は認められない。

3 結論

よって、当審査会は「第1 審査会の結論」記載の意見を答申する。

附 言

審理員意見書の「第4 理由」に付された意見で指摘されているとおり、本件不交付処分は違法・不当とまではいえないものの、処分庁が総務省通知Bに沿って裁判所において手続の教示を受けられることを審査請求人に説明した上で、具体的な手続については裁判所に相談するように案内していれば、審査請求人は本件審査請求をせず、速やかに裁判所にて教示を受けていた可能性がある。

当審査会として、処分庁に対し、今後、同種又は類似の申出に対し、平成30年総務省通知Bが発出されていることを伝えるなど、より申出者の立場に立ち、他に目的を達成できる方法等を丁寧に教示する対応を望むものである。

四日市市行政不服審査会

委員（会長）	小林明夫
委員	北見宏介
委員	澁谷郁子